

第1～3回総合部会意見への対応方針

意見書様式（修正文案用）
（新たな振興計画（素案）に対する意見）

| | | | | | | | 総合部会 |
|----|----|------|-----|--|--|--|--|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理由等 | 審議結果（案） |
| 5 | 1章 | P5 | 1行 | 「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の実現に向けた行動計画であり、SDGsの達成に寄与する性格を有する。 | - | 「寄与」と「貢献」と同じ意味の語が使われているので、統一してはどうか。 | 【原文どおり】 「SDGsの達成」や「DXの推進」など、本県が取り組む施策のプロセスとして関わるものについては、「寄与」を用いることで統一することとし、当該箇所は原文どおりとする。 また、「国」、「国際社会」、「国際平和」など、本県が理念や方向性として関わるものについては、「貢献」を用いることで統一・修正する。 |
| 33 | 4章 | P150 | 12行 | 平和推進の拠点となり調査研究や情報発信等を行うため「国際平和研究機構（仮称）」の設置を検討するとともに、平和に関する多様な資源の集積や様々な機関との連携強化に取り組む。 | | 国際平和研究機構（仮称）について、設置主体によって国際的活動範囲が異なることから、設置主体を明記する必要があるのではないか。 | 【検討中】 国際平和研究機構（仮称）の在り方について関係部局と調整中。 |
| 36 | 4章 | P150 | 15行 | □ 国際関係機関と連携の下、関係諸国の機関や研究所に呼びかけ、平和や人権等に関する対話を行うための定期的な国際会議の開催に取り組む。 | | 国際協力・国際課題解決の分野で、沖縄の緩衝地としての役割を明示してはどうか。 | 【検討中】 追記する方向で検討しているが、記載場所について関係部局と調整中。 |
| 41 | 4章 | P39 | | - | - | 日本そのものが海洋国家としての様々な課題や目標がある中で、沖縄独自の課題の設定や目指すべきところを明らかにすべきではないか。 | 【原文どおり】 赤土等の流出抑制、サンゴ礁の保全や海洋ごみ問題への対応を課題として挙げており、沖縄固有の海洋環境の保全と人間活動が調和した持続可能な海洋共生社会の実現を目指すこととしている。 |
| 47 | 4章 | P82 | 4行 | ① 米軍基地から派生する事件・事故の防止 | ① 米軍基地から派生する事件・事故の防止 及び対応 | 施策名について、「事件・事故の防止」ではなく、「事件・事故に対する対応」とすべきではないか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえつつ、防止の重要性に鑑み左案のとおり修正する。 |
| 48 | 4章 | P82 | 5行 | 米軍人・軍属等による事件等については、事件・事故の未然防止に向けた抜本的な対策を講じるよう日米両政府に求める。 | 米軍人・軍属等による事件等については、事件・事故の未然防止に向けた抜本的な対策を講じる こと、及び被害者等に対する適切な補償を遅滞なく実施することを 日米両政府に求める。 | 事件・事故の防止策のみではなく、事件・事故があった際の被害者や遺族に対する十分な補償についても記載すべきではないか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 |

| | | | | | | | 総 合 部 会 |
|----|----|-----|-----|--|---|---|---|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理 由 等 | 審 議 結 果（案） |
| 49 | 4章 | P82 | 10行 | 米軍の演習に伴う事故等については、実効性のある防止策の徹底、事件・事故発生時の適切かつ速やかな情報共有や基地内への立入り等の確保を日米両政府に求める。 | 米軍の演習に伴う事故等については、実効性のある防止策の徹底、事件・事故発生時の適切かつ速やかな情報共有や基地内への立入り調査等の確保を日米両政府に求める。 | 速やかな情報共有や基地内への立入り等の確保を日米両政府に求めるとあるが、立入りして調査することが従来実施できていないため、「調査」という文言を加えてはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 |
| 50 | 4章 | P82 | 24行 | 普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺の河川や湧水で高濃度の有機フッ素化合物が検出されており、両飛行場が汚染源である蓋然性が高いことから原因の究明に努めるとともに、国に対して必要な調査と対策の実施を求める。 | 普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺の河川や湧水で高濃度の有機フッ素化合物が検出されており、両飛行場が汚染源である蓋然性が高いことから原因の究明に努めるとともに、国に対して必要かつ速やかな調査と対策の実施を求める。 | 従来、必要な調査はできていたが、速やかな調査はできていなかったという経緯を踏まえ、「必要かつ速やかな調査」と記載してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 51 | 4章 | P83 | 5行 | 全国知事会や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）等と連携し、日米地位協定の見直しを日米両政府に求めるとともに、国民的議論の喚起に取り組む。 | 全国知事会や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）等と連携し、日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に求めるとともに、国民的議論の喚起に取り組む。 | 日米地位協定の見直しについて、「見直し」ではなく、「改定」あるいは「抜本的な見直し」等表現を強めるべきではないか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 |
| 52 | 4章 | P83 | 8行 | 本県の米軍基地問題に関する国内外の民間有識者等による知的対話の場を設け、新たな視点での議論の促進に取り組む。 | 本県の米軍基地問題に関する国内外の民間有識者等による知的対話の場を設け、新たな視点での情勢分析や政策提言などの議論の促進に取り組む。 | 基地問題に対する「民間有識者による知的対話」や「新たな視点の議論」について、具体的な内容を記載してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 |
| 53 | 4章 | P83 | 14行 | - | - | 跡地利用についても基地問題から派生している問題であることから戦後処理の1つと捉え、残された戦後処理問題の解決の項目に跡地利用の推進の記載を盛り込んでどうか。 | 【検討中】 委員意見を踏まえ、基本施策に盛り込む方向で検討している。 |
| 54 | 4章 | P84 | 1行 | 所有者不明土地に関連する法律について調査研究を進めるとともに、国や市町村と意見交換を行うなど連携し、これら関連法案の適用による抜本的解決の実現に向けて取り組む。 | 所有者不明土地に関連する法律について調査研究を進めるとともに、国、市町村及び関係団体等と意見交換を行うなど連携し、これら関連法案の適用による抜本的解決の実現に向けて取り組む。 | 所有者不明土地問題について、「法制上の措置及び財政措置の取組を」の後に、「不動産関連専門家及び関係機関と連携しながら」などの記載を盛り込んでどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 P84-3行から5行は沖縄戦に起因する所有者不明土地問題の抜本的解決については国の責任において対応すべきと考えるので原文のままとして。 一方、所有者不明土地問題は国、市町村のみならず関係団体等との連携が必要だと考えることから、左案のとおり、修正する。 |

| | | | | | | | 総 合 部 会 |
|----|----|------|-----|--|--|---|--|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理 由 等 | 審 議 結 果（案） |
| 55 | 4章 | P84 | 7行 | ③ 戦没者遺骨収集の取組強化 □戦没者遺骨収集情報センターを拠点とした遺骨に関する情報収集と調査分析を通して、遺骨収集活動の取組強化を図る。 □遺骨収集活動の若い担い手への継承を支援し、遺骨収集の加速化に取り組む。 □大規模な戦争壕跡の遺骨収集など、遺骨所在の現地調査も含めて国による遺骨収集活動を求める。 | - | 収集に尽力している方々が安心して活動に取り組めるよう、調査中及び調査計画中というような地域の土地の保護を図るなどの記載を盛り込む必要がないか。 | 【原文のとおり】 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」では、戦没者の遺骨収集に係る施策は、国の責任において実施することが明記されているが、遺骨収集のための開発等の規制が設けられていないことから、原文のとおりとする。 なお、国の遺骨収集に係る手順書においては、遺骨収集の作業前準備として、（作業実施者が）私有地、公有地の如何に関わらず事前に地権者の了解を得て実施するものとされているところである。 |
| 56 | 5章 | P176 | 18行 | 戦後の米軍統治下においても、昭和25年の朝鮮戦争の勃発など極東における国際情勢の変化に伴い新しい基地が必要になると、「銃剣とブルドーザー」で住民を追い出し、新たな基地を建設していった。 | 戦後の米軍統治下においても、昭和25年の朝鮮戦争の勃発など極東における国際情勢の変化に伴い新しい基地が必要になると、「銃剣とブルドーザー」による接収と呼ばれた民有地の強制接収などによって住民を追い出し、新たな基地を建設していった。 | 「銃剣とブルドーザーで住民を追い出し」という表現は行政文書として過激なため、「土地の強制接収を行い」という文言に修正してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 |
| 57 | 5章 | P176 | 18行 | 戦後の米軍統治下においても、昭和25年の朝鮮戦争の勃発など極東における国際情勢の変化に伴い新しい基地が必要になると、「銃剣とブルドーザー」で住民を追い出し、新たな基地を建設していった。 | 戦後の米軍統治下においても、昭和25年の朝鮮戦争の勃発など極東における国際情勢の変化に伴い新しい基地が必要になると、「銃剣とブルドーザー」による接収と呼ばれた民有地の強制接収などによって住民を追い出し、新たな基地を建設していった。 | 「銃剣とブルドーザー」という表現は沖縄戦において事実を伝える非常に重要な文言であるため、残した上で強制接収が行われるたとされるほうがよいのではないか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 |
| 58 | 5章 | P177 | 7行 | 県土の枢要部分を占有する広大な米軍基地や訓練水域・空域の存在は、本県の振興を進める上で大きな障害となっていることや、米軍人等による様々な事件・事故や深刻な環境問題等が、県民生活に多大な負の影響を与えていることから、基地の提供責任者である国において適切に解決される必要がある。 | 県土の枢要部分を占有する広大な米軍基地や訓練水域・空域の存在は、本県の振興を進める上で大きな障害となっていることや、米軍人等による様々な事件・事故や深刻な環境問題等が、県民の安全・安心な生活に多大な負の影響を与えていることから、基地の提供責任者である国において適切に解決される必要がある。 | 「本県の振興を進める上で大きな障害」とあるが、発展させるだけでなく、現在の県民の安心・安全な暮らしに資するため「公共の福祉、または福利」という観点を盛り込んでどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 |

| | | | | | | | 総 合 部 会 |
|----|----|------|-----|---|--|--|--|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理 由 等 | 審 議 結 果（案） |
| 59 | 5章 | P178 | 16行 | また、北部地域においても、山林地域を中心に東西を分断する形で米軍施設・区域に供され、その大部分は演習場として利用されており、交通体系整備や地域の振興開発を図る上で大きな制約となっている。 | - | 北部の演習林跡地について、やんばるの森が世界自然遺産に登録された点にも触れ、「持続可能性に配慮した」、「生態系」など自然環境の持続可能性につながるような表現にしてはどうか。 | 【原文どおり】 現行の北部訓練場の制約を記載しており、原文どおりとしたい。 なお、北部訓練場跡地（P182、8行目）の跡地利用に関する記載箇所については、委員意見を踏まえて修正する。 |
| 59 | 5章 | P182 | 8行 | 北部訓練場の跡地においては、国や村、関係団体と連携し、世界自然遺産にふさわしい自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、安波訓練場の跡地と併せて、やんばるの森の資源を生かした活用を図る。 | 北部訓練場の跡地においては、国や村、関係団体と連携し、 世界自然遺産登録地として普遍的価値を維持できるように 、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み また 、安波訓練場の跡地においては、やんばるの森の資源を生かした 持続可能性に配慮した 活用を図る。 | 北部の演習林跡地について、やんばるの森が世界自然遺産に登録された点にも触れ、「持続可能性に配慮した」、「生態系」など自然環境の持続可能性につながるような表現にしてはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 60 | 5章 | P178 | 29行 | さらに、沖縄戦や戦後の急激な都市開発により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、自然環境や歴史的風土等の保全・再生においても貴重な空間となる。 | さらに、沖縄戦や その後の米軍基地の形成 、戦後の急激な都市開発により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、自然環境や歴史的風土等の保全・再生においても貴重な空間となる。 | 急激な土地開発について、「基地の建設によって歪な都市形成をせざるを得なかった」という背景を加筆してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 61 | 5章 | P178 | 32行 | これらは、日米安全保障条約に基づき、長年にわたり基地を提供してきた国の責任のもと、適切な措置等が確保ないし実施され、本県の自立的な発展につながるものとならなければならない。 | - | 「本県の自立的な発展につながるもの」という記載に、自立的であることと同時に持続可能に発展するという、「持続可能」という表現を加筆してはどうか。 | 【原文どおり】 「自立的な発展」は跡地利用推進法の目的及び基本理念を踏まえた表現となっているため、原文どおりとしたい。 なお、「持続可能」については、次の段落で、「環境に配慮した持続可能な沖縄の発展につなげる」としているところ。 |
| 62 | 5章 | P179 | 12行 | この基本理念の下、国及び関係市町村との密接な連携により、跡地整備を円滑かつ確実に進めていく。 | - | 跡地利用推進法について、現行法が時限立法であると分かりづらいため、それを明記した上で継続の必要性を記載すべきではないか。 | 【原文どおり】 法の延長については、新たな沖縄振興のための制度提言で国に求めているところであり、原文どおりとしたい。 なお、法の継続の必要性については、跡地利用推進法の活用の箇所（P186、9行目）を委員意見を踏まえて修正する。 |

| | | | | | | | 総 合 部 会 |
|----|----|------|-----|--|---|---|--|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理 由 等 | 審 議 結 果（案） |
| 62 | 5章 | P186 | 9行 | 一方、嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地の返還が本格化するの はこれからであり、跡地利用計画策定 に向けて、返還前の早い段階からの立 入調査や土地の先行取得及び徹底し た支障除去措置など跡地利用推進法 に基づく取り組みを着実に進めるとも に、新たに生じた課題についても適切 に対応していくことが一層重要になる。 | 一方、嘉手納飛行場より南の大規模 な駐留軍用地の返還が本格化するの はこれからであり、跡地利用計画策定 に向けて、返還前の早い段階からの立 入調査や土地の先行取得及び徹底し た支障除去措置など引き続き跡地利 用推進法に基づく取り組みを着実に進 めるとともに、新たに生じた課題につい ても適切に対応していくことが一層重要 になる。 | 「本県の自立的な発展につながるもの」という記載に、自立的であることと同時に持続可能に発展するという、「持続可能」という表現を加筆してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 63 | 5章 | P179 | 12行 | この基本理念の下、国及び関係市町村との密接な連携により、跡地整備を円滑かつ確実に進めていく。 | - | 返還地の再開発は自治体の財政状況では厳しいため、国への財政支援を求める記載が必要ではないか。 | 【原文どおり】 P179、24行目において「基地の集中により歪められた県土構造の再編は、解決・改善を図るべき不可欠の課題であり、国による一層の諸条件の整備と財政措置が必要となる。」しており、原文どおりとしたい。 |
| 64 | 5章 | P179 | 18行 | 返還された駐留軍用地については、地権者等に土地が引き渡される前に区域の全部について、国の責任において土壌汚染、水質汚濁、不発弾、廃棄物等の支障除去措置が徹底して行われる必要がある。 | - | 基地返還の立ち入り調査について、返還合意後、「少なくとも3年前から」という時間軸を設け、より踏み込んだ記載にしてはどうか。 | 【原文どおり】 跡地利用推進法に基づく立ち入りについては、期限の定めがないことから、原文どおりとしたい。 なお、立入調査の時間軸については、 <u>駐留軍用地跡地の有効利用の箇所（P180、16行目）を委員意見を踏まえて修正する。</u> |
| 65 | 5章 | P179 | 31行 | 広大な面積を有する一団の土地が、市街地が広がる中南部都市圏において沖縄の未来の振興・発展のために利用可能となる。広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向け、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化していく。 | - | 現在の県民の安心・安全な暮らしに資するため「公共の福祉、または福利」という観点を盛り込んでどうか。 | 【原文どおり】 県民視点のまちづくりを盛り込むというご意見と捉え、委員意見を踏まえて、 <u>駐留軍用地跡地利用の解決の方向性の箇所（P179、7行目）を修正する。</u> なお、「潤いある豊かな生活環境」とは、良好な居住環境の市街地が形成され、美しい都市景観が生活者の誇りとなるような、新たな時代に相応しい豊かでゆとりある生活空間を想定している。 |

| | | | | | | | 総 合 部 会 |
|----|----|------|-----|--|---|--|--|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理 由 等 | 審 議 結 果（案） |
| 65 | 5章 | P179 | 7行 | <p>□平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（以下、「跡地利用推進法」）第3条（基本理念）では、駐留軍用地の「返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであること」、国は、「国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない」等が明記された。</p> <p>□この基本理念の下、国及び関係市町村との密接な連携により、跡地整備を円滑かつ確実に進めていく。</p> | <p>□平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（以下、「跡地利用推進法」）に掲げる“<u>沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造</u>”、“<u>国の責任による主体的取組の推進</u>”、“<u>地権者等の生活の安定への配慮</u>”の3つの基本理念の下、国及び関係市町村との密接な連携により、跡地整備を円滑かつ確実に進めていく。</p> | <p>現在の県民の安心・安全な暮らしに資するため「公共の福祉、または福利」という観点を盛り込んでどうか。</p> | <p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。</p> |
| 66 | 5章 | P179 | | - | - | <p>駐留軍用地跡地利用について、県としてランドデザインを描くにあたり、地元自治体との合意形成が重要であるため、「当該自治体との調整」などの記載が必要ではないか。</p> | <p>【原文どおり】 駐留軍用地跡地利用の解決の方向性として、P179、12行目に跡地利用推進法の基本理念の下、「国及び関係市町村との密接な連携により、跡地整備を円滑かつ確実に進めていく」としており、原文どおりとしたい。</p> |
| 67 | 5章 | P180 | 16行 | <p>駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するために、県及び関係市町村においては、返還前からの駐留軍用地の立入りによる文化財調査、自然環境調査等を実施して跡地利用計画を策定するとともに、事業に対する地権者等の合意形成を早期に図ることが重要である。</p> | <p>駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するために、県及び関係市町村においては、<u>返還前の早い段階から</u>駐留軍用地の立入りによる文化財調査、自然環境調査等を実施して跡地利用計画を策定するとともに、事業に対する地権者等の合意形成を早期に図ることが重要である。</p> | <p>立入り調査について、日米地位協定の中で定められている基地返還前の土壌汚染の調査期間150日間では不十分であることから、「十分な調査期間を取り、」という文言を追記してはどうか。</p> | <p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。</p> |

| | | | | | | | 総 合 部 会 |
|----|----|------|-----|--|--|---|---|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理 由 等 | 審 議 結 果（案） |
| 68 | 5章 | P180 | 28行 | <p>中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は、広域的かつ総合的な視点を踏まえ、以下のとおりとする。</p> <p>① 中南部都市圏において総量が特に不足している「公園・緑地」の確保に努める。</p> <p>② 今後の沖縄経済を牽引していく新たな成長産業や機能創出の空間として活用を図る。</p> <p>③ 中南部都市圏の人口や住宅需給量の将来見通しを踏まえ、各跡地利用計画の内容に留意し、住宅地や商業地、その他の公共用地の確保を図る。</p> | <p>中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は、広域的かつ総合的な視点を踏まえ、以下のとおりとする。</p> <p>① 中南部都市圏において総量が特に不足している「公園・緑地」の確保に努める。</p> <p>② 各跡地の有する特性を活かした産業や機能の立地誘導に必要な用地確保に努める。</p> <p>③ 中南部都市圏の人口や住宅需給量の将来見通しを踏まえ、各跡地利用計画の内容に留意し、住宅地や商業地、その他の公共用地の確保を図る。</p> | <p>駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針の中で、住宅地や商業地の記載はあるが、工業用地として利用も考慮した表現も必要ではないか。</p> | <p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。</p> |
| 69 | 5章 | P181 | 7行 | <p>まちづくりに当たっては、緑地環境の保全・創出、景観の形成、自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる「価値創造型のまちづくり」を推進する。</p> | <p>まちづくりに当たっては、緑地環境の保全・創出、景観の形成、自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進する。</p> | <p>「価値創造型のまちづくり」について、価値の定義が曖昧であることから、方向性を定義するか表現を変更してはどうか。</p> | <p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 なお、価値創造型のまちづくりの表記は、素案P51、23行目で、沖縄らしい風景・景観を県民共有の財産として次世代に継承し、人々を惹きつけるまちづくりとして使われており、跡地利用においても同様の趣旨で使用するものとする。</p> |
| 70 | 6章 | P198 | 10行 | <p>跡地利用を通じた新しいまちづくりは、望ましい緑地環境や公共空間の創出、魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生など、次代に引き継ぐ資産形成の意義も有している。今後の駐留軍用地跡地利用の推進に当たっては、長期的視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のランドデザインを導く「価値創造型のまちづくり」を推進する。</p> | <p>今後の駐留軍用地跡地利用の推進に当たっては、長期的視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のランドデザインを描くとともに、跡地利用を通じた新しいまちづくりでは、望ましい緑地環境の保全・創出、魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進する。</p> | <p>「価値創造型のまちづくり」について、価値の定義が曖昧であることから、方向性を定義するか表現を変更してはどうか。</p> | <p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 なお、価値創造型のまちづくりの表記は、素案P51、23行目で、沖縄らしい風景・景観を県民共有の財産として次世代に継承し、人々を惹きつけるまちづくりとして使われており、跡地利用においても同様の趣旨で使用するものとする。</p> |

| | | | | | | | 総 合 部 会 |
|----|----|------|-----|---|---|--|--|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理 由 等 | 審 議 結 果（案） |
| 71 | 5章 | P181 | 12行 | 今後返還が予定される普天間飛行場の跡地（約476ha）については、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を国に求める | - | 返還予定の普天間飛行場跡地について、平和希求のシンボルは何を想定しているのか。沖縄戦跡国定公園を中心とした南部地域においても平和発信地域を形成するとあり、平和希求のシンボルとなる地域が複数箇所あると発信力も分散されるのではないか。 | 【原文どおり】 普天間飛行場跡地の整備は、苦難の時代を通じて平和を希求し続けた沖縄の心の再生に繋がるものであり、その跡地の中核となる公園は平和を象徴する存在と位置づける。 なお、沖縄戦跡国定公園とは、性格が異なるものと考えており、発信力が分散されないよう公園整備計画の検討を進めてきたいと考えており、原文どおりとしたい。 |
| 72 | 5章 | P181 | 13行 | 今後返還が予定される普天間飛行場の跡地（約476ha）については、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を国に求めるとともに、体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入など、総合的かつ計画的に魅力あるまちづくりを進める。 持続可能な観光に向けた新しい資産の形成や防災、環境保全など持続可能な都市づくりの重点プロジェクトとして、多面的な価値を付与することや体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等も含め、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効活用を図る。 | 今後返還が予定される普天間飛行場の跡地（約476ha）については、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を国に求めるとともに、体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入など、 県土構造の再編を視野に入れた 総合的かつ計画的な魅力あるまちづくりを進める。 | 「体系的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」という文章が重複しているため、文章構成を整えてはどうか。 また、普天間飛行場跡地については、市民の福祉、生活のために使われる空間であることから観光に特化した記載ではなく、「持続可能な発展」など広い意味の文言に修正してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 73 | 5章 | P182 | 5行 | 平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地（約51ha）については、国など関係機関と連携し、琉球大学医学部及び同大学病院の移設を核とした「沖縄健康医療拠点」の形成に取り組む。 | - | 「沖縄健康医療拠点の形成に取り組む。」の後に、「また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の専門病院の設立に取り組む」という内容を盛り込んではどうか。 | 【原文どおり】 琉球大学病院は、感染症指定医療機関であり、移設にあたっては、感染症対策も強化すると聞いている。同病院は、令和7年開院に向け、すでに設計も終了し、着工しているところであり、原文どおりとしたい。 感染症の専門病院設立については、福祉保健部会へ申し送りする。 |
| 74 | 5章 | | | | | 駐留軍用地跡地の有効利用に際し、中南部圏域を一体と捉えた具体的なマスタープランを掲げることが必要ではないか。都市計画の枠組みを含め、ランドデザインを考慮した記載が必要ではないか。 | 【検討中】 中南部都市圏を一体と捉えたマスタープラン等の在り方については、関係部局横断的な検討が必要となるため |

| | | | | | | | 総 合 部 会 |
|----|----|------|-----|---|--|---|---|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理 由 等 | 審 議 結 果（案） |
| 75 | 5章 | P186 | 2行 | 平成24年4月に施行された跡地利用推進法では、基本理念として、国は国の責任を踏まえ跡地利用を主体的に推進することが明記されたほか、支障除去措置の拡充、立入りのあっせんに係る国の義務、駐留軍用地内の土地の先行取得制度、給付金制度の拡充等が定められた。 | - | 跡地利用推進法の記述の中で、国が立ち入り調査をあっせんとある。日米地位協定にも関わることであるが、もっと踏み込んだ積極的な表現に変更できないか。 | 【原文どおり】 跡地利用推進法の概要を説明しており、原文どおりとしたい。 |
| 76 | 6章 | P189 | 4行 | 本県のソフトパワーの源泉である自然環境や歴史・伝統文化と調和する沖縄らしい風景づくりを進めるとともに、首里城跡をはじめとする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」など世界遺産の価値を更に高める取組を推進する。 | 本県のソフトパワーの源泉である自然環境や歴史・伝統文化と調和する沖縄らしい風景づくりを進めるとともに、 沖縄県北部や西表島の世界自然遺産の適正管理 や、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」など世界遺産の価値を更に高める取組を推進する。 | 本県のソフトパワーとして伝統文化の継承と自然環境の保全が両輪となっているため、北部の世界自然遺産についても加筆してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 77 | 6章 | P190 | 8行 | 中城湾港においては、産業支援港の機能強化、クルーズ船やスーパーヨットに対応できる港湾機能の強化等を図る。 | 中城湾港においては、 集積する製造業等の利便性を向上させる 産業支援港の機能強化、クルーズ船やスーパーヨットに対応できる港湾機能の強化等を図る。 | 中城湾港について、周辺地域に集積する製造業等の利便性を向上させる産業支援港という表現を記載してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 78 | 6章 | P193 | 30行 | 中城湾港新港等を中心とする国際物流拠点産業集積地域においては、臨港・臨空型産業の集積など、港湾・空港とつながる産業拠点の形成を図るとともに、東海岸地域の経済基盤となる物流・産業・交流拠点の構築に向けて、中城湾港の物流及び人流機能を強化・拡充したサンライズポートの形成を図る。 | 中城湾港新港等を中心とする国際物流拠点産業集積地域においては、臨港・臨空型産業の集積など、港湾・空港とつながる産業拠点の形成を図るとともに、東海岸地域の経済基盤となる物流・産業・交流拠点の構築に向けて、 那覇港との連携、機能分担を図りつつ 、中城湾港の物流及び人流機能を強化・拡充したサンライズポートの形成を図る。 | 港湾・空港がつながることで、那覇港と中城湾港の交通アクセスが非常に良くなり双方の産業集積が望めるということであれば、那覇港との連携、役割分担を踏まえつつという記載を加筆してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 79 | 6章 | P198 | 29行 | イタジイを中心とする常緑広葉樹林の自然植生が発達したやんばるの森は、沖縄本島の重要な水源地であるとともに、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の貴重な動植物が生息・生育している。 | イタジイを中心とする常緑広葉樹林の自然植生が発達したやんばるの森は、沖縄本島の重要な水源地であるとともに、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の貴重な動植物が生息・生育して おり、令和3年7月に世界自然遺産登録された。 | やんばるの森が世界遺産に登録されたことと整合をとって、「世界遺産に登録された」を追記してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |

| | | | | | | | 総 合 部 会 |
|----|----|------|-----|--|---|---|--|
| 番号 | 章 | 頁 | 行 | 新たな振興計画（素案）本文 | 修正文案等 | 理 由 等 | 審 議 結 果（案） |
| 80 | 6章 | P207 | 33行 | 沖縄本島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他圏域が有する都市機能との整合を図り、適切な補完関係の下、本圏域が持つ多様で国際色豊かな文化等を活用した高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図る。 | 沖縄本島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他圏域が有する都市機能との整合を図り、適切な補完関係の下、本圏域が持つ多様で国際色豊かな チャンブルー 文化等を活用した高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図る。 | 「本圏域が持つ多様で国際色豊かな文化」がチャンブルー文化を指すのであれば、「本圏域が持つ多様で国際色豊かなチャンブルー文化」としてはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 81 | 6章 | P215 | 21行 | 本県の行政、産業等の機能が集積している特性を生かし、他圏域との機能分担と連携を図りながら、国際的にも特色ある高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図る | 本県の行政、産業等の機能が集積している特性を生かし、他圏域との機能分担と連携を図りながら、 国際交流都市機能や臨空・臨港都市機能など 、高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図る | 高度な都市機能とは具体的に何か。不明確な表現であるので修正してはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 |
| 82 | 6章 | P224 | 3行 | □ ワンランク上のリゾートライフをコンセプトとして、国際線やプライベートジェットも受入れ可能な下地島空港旅客ターミナルをはじめ、来間島や伊良部島でもリゾート開発が進んでいる。伊良部大橋の架橋により、ラグジュアリーな宿泊施設が立地し、富裕層をターゲットとした観光地の形成を推進する。 | P.225 17行目 宮古圏域の展開の基本方向 イ 自然環境等を生かした観光及び文化・交流 ① 自然環境等を生かした観光振興 □ ワンランク上のリゾートライフをコンセプトとして、国際線やプライベートジェットも受入れ可能な下地島空港旅客ターミナルをはじめ、来間島や伊良部島でもリゾート開発が進んでいる。伊良部大橋の架橋により、ラグジュアリーな宿泊施設が立地し、富裕層をターゲットとした観光地の形成を推進する。 | 「富裕層をターゲットとした観光地の形成を推進する」の段落は【主な特性と課題】ではなく、【展開の基本方向】に記載すべきではないか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり記載箇所を変更する。 |
| 83 | 6章 | P231 | 5行 | また、健康・長寿のイメージが強い本県において、台湾等に特に近い地域特性を生かし、塩やブランド牛など島の特産品の販路をアジア地域へと拡大させていくことが期待される。 | また、健康・長寿のイメージを 有している 本県において、台湾等に特に近い地域特性を生かし、塩や 農畜水産物のブランド力 を高め、島の特産品の販路をアジア地域へと拡大させていくことが期待される。 | 「健康・長寿のイメージが強い本県」とあるが、沖縄県の現状として、健康・長寿のイメージが薄れているため、農畜産物のブランド力を高めアジアへ販路拡大するという記載にしてはどうか。 | 【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 なお、各県の平均寿命の延伸により、日本国内では相対的に健康長寿のイメージは薄れているが、海外においては、沖縄は、健康長寿のイメージを有している。 |

(別紙 2-4)

意見書様式(修正案用)

(関連体系図(案)に対する意見)

| ① 主要指標 | | | | | 総合部会 |
|--------|-----|-------|-----|-----|---------|
| 基本施策番号 | 指標名 | 指標(案) | 目標値 | 理由等 | 審議結果(案) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| ② 成果指標 | | | | | 総合部会 |
|-------------------------------|-------------------|-------|-----|--|---|
| 施策番号 | 指標名 | 指標(案) | 目標値 | 理由等 | 審議結果(案) |
| 2-(9)-① 米軍基地から派生する事件・事故の防止 | 米軍の演習等に関連する事件・事故数 | - | / | 米軍の演習だけに限定せずに米軍基地から派生する事件・事故とすべきであり、県の対応件数としてはどうか。 | 【原文のとおり】 本指標は、「米軍の演習等に関連する事件・事故数」としており、演習以外の事件・事故を含む観点で「演習等」と記載している。また、成果指標を「県の対応件数」とすることについては、成果指標は、県の対応(活動)による効果の程度や推移を確認できる指標として、事件・事故数とすることが適切と考えることから、原案のとおりとしたい。 |